

和歌山工業高等専門学校と鳥羽商船高等専門学校間における包括連携に関する 協定書

和歌山工業高等専門学校と鳥羽商船高等専門学校（以下「両校」という。）は、教育及び学術研究並びに防災上の協力関係を推進するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両校が包括的な連携・協力の下、教育及び学術研究並びに防災に関する協力関係を推進するため、相互に交流を行うことを目的とする。

（交流事項）

第2条 両校は、次の各号について、相互に交流を行う。

- 一 教育連携及び共同研究等に伴う学生、教員等の交流
- 二 海洋及び関連分野に係る情報資料の提供、並びに共同研究
- 三 鳥羽商船高等専門学校所有の船舶（鳥羽丸）を活用した海洋の学術研究調査
- 四 災害時の相互協力

（交流の実施）

第3条 前条に掲げる交流事項を実施する際において、費用負担等については、適宜両校が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、両校のいずれかから改廃の申し入れがない場合には、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項で、これを定める必要が生じた場合は、その都度、両校間で協議して定めるものとする。

本協定書を2通作成し、両校は校長名を以て記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月27日

和歌山工業高等専門学校長
角田範哉

鳥羽商船高等専門学校長
林祐司